

## 第 11 回 第 2 農 地 部 会 議 事 録

日 時 平成 28 年 11 月 16 日 (水) 午後 2 時

場 所 津市一志庁舎 2 階 第 1 会議室

出席部会委員 6 田口<sup>たぐち</sup> 慶則<sup>よしのり</sup>・7 棕下<sup>むくした</sup> 保<sup>たもつ</sup>・14 宮本<sup>みやもと</sup> 政春<sup>まさはる</sup>・15 守山<sup>もりやま</sup> 孝之<sup>たかゆき</sup>  
16 中谷<sup>なかに</sup> 秀也<sup>ひでや</sup>・17 西森<sup>にしもり</sup> 偉統<sup>よしのり</sup>・18 結城<sup>ゆうき</sup> 晋三<sup>しんぞう</sup>・20 諸戸<sup>もろと</sup> 善昭<sup>よしあき</sup>  
22 中野<sup>なかの</sup> たつ子<sup>こ</sup>・23 片岡<sup>かたおか</sup> 真郁<sup>まさいく</sup>

以上 10 名

欠 席 委 員

出席部会員外委員

議 長 第 2 農地部会長 諸戸 善昭

事 務 局 職 員 奥野事務局長・鈴木事務局次長・若松主査

総 合 支 所 久居：加賀担当副主幹 一志：藤巻担当副主幹

白山：前田担当副主幹 美杉：前山主査

議 事 録 署 名 者 7 棕下<sup>むくした</sup> 保<sup>たもつ</sup>・17 西森<sup>にしもり</sup> 偉統<sup>よしのり</sup>

事 項

報告第 1 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について

報告第 2 号 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出について

報告第 3 号 農地法第 4 条第 1 項第 7 号規定による届出について

報告第 4 号 農地法第 5 条第 1 項第 6 号規定による届出について (所有権移転)

議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について (所有権移転)

議案第 2 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について (賃貸借権)

議案第 3 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について

議案第 4 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について (所有権移転)

議案第 5 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について (賃貸借権)

議案第 6 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について (使用貸借)

議案第7号 非農地証明願について

議案第8号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について <別冊>

## 議 事 の 大 要

議 長        それでは、第11回第2農地部会を開会いたします。本日は全員参加でございます。  
              議事に入ります前に、議事録署名者を私の方から指名させていただきます。  
              7番 棕下委員、17番 西森委員、よろしくお願いいたします。  
              まず始めに、会長の専決等の報告事項に入ります。  
              報告第1号から報告第5号につきまして事務局から一括して報告をお願いします。  
              ます。

事 務 局        議案書の1ページ、2ページをお願いいたします。  
              報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について、でございます。  
              番号1から11で、2ページをお願いします、件数は11件、合計面積は  
              32,945㎡、このうち田が32,143㎡、畑が802㎡でございます。  
              これらにつきましては、農地の賃貸借を、貸人、借人、双方の合意により解約  
              したものであります。  
              3ページ、4ページをお願いいたします。  
              報告第2号 農地法第3条の3第1項の規定による届出についてでございます。  
              番号1から5で、4ページになりますが、合計で件数は5件、合計面積は  
              12,201㎡で、その内訳は田が5,486㎡、畑が5,269㎡、その他、これは台帳地目が宅地や雑種地の農地で、1,446㎡でございます。  
              これらにつきましては、相続の届出でございます。なお、現況地目が宅地など  
              になっているところは、無断転用の可能性がありますので、届出人に対して  
              指導しております。  
              5ページをお願いいたします。  
              報告第3号農地法第4条第1項第7号の規定による届出についてでございます。  
              番号1、貸駐車場用地、番号2、車庫用地、番号3、共同住宅用地。  
              以上、件数は3件で、合計面積は、1,102.33㎡、このうち田が、  
              8.33㎡、畑が1,094㎡でございます。  
              6ページをお願いいたします。  
              報告第4号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について（所有権  
              移転）でございます。  
              番号1、駐車場用地、番号2、番号3、一般個人住宅用地、番号4、番号5  
              建売分譲住宅用地。  
              以上、件数は5件で、合計面積は畑で4,943㎡でございます。  
              報告案件につきまして、以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

議長 ありがとうございます。事務局より報告があったとおりでございますので、よろしく申し上げます。

それでは、議案事項に入ります。議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について（所有権移転）を議題といたします。事務局の説明をお願いします。

事務局 議案書の7ページをお願いいたします。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について（所有権移転）でございます。

番号1、地区八ッ山、受人 \_\_\_\_\_、面積837㎡ 渡人 \_\_\_\_\_、面積563㎡ 申請地白山町稲垣下出\_\_\_\_\_、台帳地目・現況地目とも畑、面積158㎡ 外1筆 合計面積475㎡。

これにつきましては、受人は、高齢化のため労力不足の渡人から申請地を譲り受け、営農を拡大するものです。受人の許可後の耕作面積は、議案第2号で借り受ける農地を含めまして、5,247㎡となります。

番号2、地区竹原、受人 \_\_\_\_\_、面積4,958㎡ 渡人 \_\_\_\_\_、面積1,939㎡ 申請地 美杉町竹原小谷\_\_\_\_\_、台帳地目・現況地目とも畑、面積36㎡ 外6筆 合計面積1,939㎡。

これにつきましては、受人は、遠方のため離農する渡人から申請地を譲り受け、営農を拡大するものです。

番号3、地区竹原、受人 \_\_\_\_\_、面積2,556㎡ 渡人 \_\_\_\_\_、面積2,282㎡ 申請地 美杉町竹原瀬木\_\_\_\_\_、台帳地目・現況地目とも田、面積550㎡。

これにつきましては、受人は、高齢化のため労力不足の渡人から申請地を譲り受け、営農を拡大するものです。

以上件数は3件、合計面積は2,964㎡、このうち田が550㎡、畑が2,414㎡でございます。

いずれの案件も、全部効率利用要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域との調和要件など、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 ありがとうございます。事務局の説明がありましたが、立ち会いをいただきました地元委員の意見を伺います。1番お願いします。

西森委員 17番、西森です。9日、地元推進委員、地元農業委員会、事務局、受人である\_\_\_\_\_さんと現地確認を行いました。現地は津市の\_\_\_\_\_の北へ500mほど離れたところで、住宅街の中。周りは全て畑ばかりというような状況のところでした。そのまま使われるということで、何ら問題ありません。

議長 ありがとうございます。2番、3番お願いします。

結城委員 8日に、地元推進委員と事務局とで現地確認を行いました。2番についてですが、地元では、農地を相続するのは少ない。渡人の県外に移住している相続人の\_\_\_\_\_さんより、隣接する\_\_\_\_\_さんに耕作を依頼され、耕作可能ということでございます。

3番については、譲渡人は高齢のため耕作をすることができないので、農地をこれまで耕作人の\_\_\_\_\_さんに、譲渡したいということです。受人は農地を引き続き管理をしますので、問題ありませんのでよろしくお願いいたします。

議長 ありがとうございます。地元委員の説明がございました。皆さん方のご意見をお伺いしたいと思います。

部会委員 <一同 意見なし>

議長 それではお諮りします。ただいま審議いただきました議案第1号についてご異議ございませんか。

部会委員 <一同 異議なし>

議長 異議なしと認め、よって議案第1号については許可することを決定したいと思います。次に議案第2号、農地法第3条の規定による許可申請について（賃貸借権）を議題といたします。事務局の説明をお願いします。

事務局 8ページをお願いいたします。  
議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について（賃貸借権）でございます。

番号1、地区八ッ山、借人 \_\_\_\_\_、面積837㎡ 貸人 \_\_\_\_\_、面積9,729㎡ 申請地 白山町稲垣下出\_\_\_\_\_、台帳地目・現況地目とも田、面積1,982㎡ 外1筆 合計面積3,935㎡。

これにつきましては、借人は、高齢化のため労力不足の貸人と3年間の賃貸借権を設定し、営農を拡大するものです。受人の許可後の耕作面積は、議案第1号で所有権を取得する農地を含めまして、5,247㎡となります。

件数はこの1件で、全部効率利用要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域との調和要件など、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 ありがとうございます。立ち会っていただきました地元委員のご意見を伺います。

西森委員 17番、西森です。事務局の説明通り、同じメンバーで現地確認を行いました。現状は田で、きちんと耕作されて、今後もそのまま使われるということで、何ら問題ありません。

議長 ありがとうございます。地元委員の説明がございましたが、皆さん方のご意見をお伺いしたいと思います。いかがですか。

部会委員 <一同 意見なし>

議長 それではお諮りします。ただいま審議いただきました議案第2号についてご異議ございませんか。

部会委員 <一同 異議なし>

議長 異議なしと認め、よって議案第2号については許可することを決定したいと思います。

続きまして、議案第3号、農地法第4条第1項の規定による許可申請について事務局の説明をお願いします

事務局 はい、議長。9ページをお願いいたします。

議案第3号 農地法第4条第1項の規定による許可申請についてでございます。

番号1、地区久居、申請者 \_\_\_\_\_、申請地 新家町岸林山\_\_\_\_\_、台帳地目 畑、現況地目 雑種地、面積272㎡です。

これにつきましては、40年ほど前から既に駐車場として利用しており、始末書の提出がありますことから追認しようとするものです。農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号2、地区久居、申請者 \_\_\_\_\_、申請地 戸木町八丁山\_\_\_\_\_、台帳地目・現況地目とも畑、面積10,601㎡の内1,630㎡です。

これにつきましては、申請地を隣接で転用予定のコンビニエンスストアへの貸駐車場用地とするものです。農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号3、地区川口、申請者 \_\_\_\_\_、申請地 白山町川口白木\_\_\_\_\_、台帳地目 田、現況地目 山林、面積2,211㎡。

これにつきましては、少なくとも平成15年以前から山林化しているとのことで、始末書の提出がありますことから追認しようとするものです。農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号4、地区大三、申請者 \_\_\_\_\_、申請地 白山町三ヶ野北谷\_\_\_\_\_、台帳地目 田、現況地目 畑、面積357㎡。

これにつきましては、申請地を駐車場用地とするものです。農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号5、地区大三、申請者 \_\_\_\_\_、申請地 白山町三ヶ野北谷\_\_\_\_\_、台帳地目 田、現況地目 宅地、面積209㎡。

これにつきましては、昭和28年ごろから宅地として利用しており、始末書の提出がありますことから追認しようとするものです。農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号6、地区大三、申請者 \_\_\_\_\_、申請地 白山町二本木市川原\_\_\_\_\_、台帳地目・現況地目とも畑、面積677㎡ 外2筆、合計面積1,942㎡。

これにつきましては、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。パネル設置面積は、436.8㎡、日影部分を避けて設置するため、パネルの設置率といたしましては、転用面積の22.5%になります。農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号7、地区八知、申請者 \_\_\_\_\_、申請地 美杉町八知柳瀬\_\_\_\_\_、台帳地目・現況地目とも田、面積631㎡ 外1筆、合計面積は1,163㎡。

これにつきましては、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。パネル設置面積は、356.4㎡、不整形地であり、日影部分を避けて設置するた

め、パネルの設置率といたしましては、転用面積の30.6%になります。農地区分は、第2種農地と判断されます。

以上、件数は7件、合計面積は、7,784㎡、このうち田が3,731㎡、畑が4,053㎡、でございます。いずれの案件につきましても農地法第4条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 ありがとうございます。事務局の説明がありましたが、立ち会っていただきました地元委員の意見を伺います。1番、2番お願いします。

田口委員 6番 田口です。1番につきまして、9日に現地確認してまいりました。詳細については事務局のとおりでございます。場所は\_\_\_\_\_から北へ300mぐらい上がったところ。ちょうど住宅地の中で何も問題ないと思います。

2番も9日午後、本庁からと部会長、会長初め推進委員1名と確認してまいりました。場所は\_\_\_\_\_号線の\_\_\_\_\_の交差点のところを北へ1キロぐらい離れたところ、信号のところの角でございます。\_\_\_\_\_を上がって右側の角のところですか。何も問題ないと思いますので、よろしく申し上げます。

議長 ありがとうございます。3番お願いします。

中谷委員 16番 中谷です。9日に会長、部会長、事務局の方3名、地元農業委員2名と地元事務局1名、推進委員の中村さんに立ち会っていただきました。場所は\_\_\_\_\_から南におよそ5、600mのところですか、この土地はお姉さんが相続をされていたのですが、亡くなられてお子さんもないため弟の\_\_\_\_\_さんが相続されました。しかし、遠方に住んでみえるため、管理もままならず、山林化しているその土地に植林をして山林にしたいということでしたので、何ら問題はないかと思っております。よろしく申し上げます。

議長 ありがとうございます。4、5、6番お願いします。

中谷委員 16番 中谷です。4番、5番につきましては、隣ですので、同時に説明をさせていただきます。9日に農業委員と地元推進委員、事務局で確認をしてまいりました。

場所は\_\_\_\_\_の東になります。\_\_\_\_\_から降りてすぐです。以前、河川改修で自宅前にあった土地を河川と交換しました。

その時に手続きをせずに、現在に至りまして、始末書の提出もあることから、何ら問題はありません。

続きまして6番です。9日に会長、部会長、農業委員、地元推進委員、事務局で、現地確認を行いました。

場所は\_\_\_\_\_の南の団地内です。休耕地で太陽光発電を設置したいということでした。周りに団地がありますが、北側に位置しますので影響はないので、何ら問題ありません。

議長 ありがとうございます。7番お願いします。

結城委員	18番 結城です。8日に地元推進委員、事務局と申請人で現地確認を行いました。詳細につきまして、ここは跡地を、田にして耕作されていましたが、農地としては、石が混じり、管理が困難になったため、自然エネルギーの再生を希望ということですので、よろしくお願いします。
議長	ありがとうございます。地元委員の説明がございました。皆さん方のご意見をお伺いしたいと思います。いかがですか。
片岡委員	23番、片岡です。6番について、大三の太陽光発電は、利用面積が22・5%と説明されました。説明の中で、住宅利用もあるということですが、かなり低いと思いますが、どうでしょうか。
中谷委員	南側に林のような木がありまして、北側以外は木で影になる部分が多いのでそのようになったようです。
議長	よろしいですか。それではお諮りします。ただいま審議いただきました議案第3号についてご異議ございませんか。
部会委員	<一同 異議なし>
議長	異議なしと認め、よって議案第3号については許可することを決定したいと思います。続きまして、次に議案第4号、農地法第5条第1項の規定による許可申請について（所有権移転）事務局の説明をお願いします。
事務局	10から12ページをお願いします。 議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（所有権移転）でございます。 番号1、地区久居、受人 _____、渡人 _____、申請地 戸木町八丁山 _____、台帳地目・現況地目 田、面積1, 137㎡ 外1筆 合計面積2, 122㎡。 これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。パネル設置面積は、531.36㎡、日影部分を避けて設置するため、パネルの設置率といたしましては、転用面積の25%になります。農地区分は、第2種農地と判断されます。 番号2、地区久居、受人 _____代表社員 _____、渡人 _____外1名、申請地 戸木町八丁山 _____、台帳地目 田、現況地目 畑、面積72㎡外4筆、合計面積1, 439㎡。 これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。パネル設置面積は、531.36㎡、不整形地でありますことから、パネル設置率といたしましては、転用面積の36.9%になります。農地区分は、第2種農地と判断されます。 番号3、地区久居、受人 _____代表取締役 _____、渡人 _____、申請地 新家町浜井場 _____、台帳地目・現況地目とも畑、面積260㎡外5筆 合計面積1, 272㎡。 これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。パネル設置面積は、541.08㎡、転用面積

の42.5%になります。農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号4、地区栗葉、受人 \_\_\_\_\_、渡人 \_\_\_\_\_、申請地 稲葉町長田 \_\_\_\_\_、台帳地目・現況地目とも畑、面積661㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。パネル設置面積は、320.64㎡、転用面積の48.5%になります。農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号5、地区波瀬、受人 \_\_\_\_\_代表取締役 \_\_\_\_\_、渡人 \_\_\_\_\_、申請地 一志町波瀬川原出 \_\_\_\_\_、台帳地目・現況地目とも畑、面積247㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。パネル設置面積は、467.6㎡、一体利用する次の隣接地を含めた全体面積759㎡の61%になります。農地区分は、第2種農地と判断されます。

11ページをお願いします。

番号6、地区波瀬、受人 \_\_\_\_\_代表取締役 \_\_\_\_\_、渡人 \_\_\_\_\_、申請地 一志町波瀬川原出 \_\_\_\_\_、台帳地目・現況地目とも畑、面積512㎡。

これにつきましては、先ほどの番号5と一体利用するものです。農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号7、地区川合、受人 \_\_\_\_\_、渡人 \_\_\_\_\_、申請地 一志町片野堂ノ城 \_\_\_\_\_、台帳地目・現況地目とも畑、面積249㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を一般個人住宅用地とするものです。農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号8、地区川合、受人 \_\_\_\_\_代表取締役 \_\_\_\_\_、渡人 \_\_\_\_\_、申請地 一志町片野北浦 \_\_\_\_\_、台帳地目・現況地目とも畑、面積195㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を建売分譲住宅用地とするものです。農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号9、地区高岡、受人 \_\_\_\_\_、渡人 \_\_\_\_\_、申請地 一志町高野下 \_\_\_\_\_、台帳地目・現況地目とも畑、面積443㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を共同住宅用地とするものです。農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号10、地区家城、受人 \_\_\_\_\_、渡人 \_\_\_\_\_、申請地 白山町南家城西出 \_\_\_\_\_、台帳地目 田、現況地目 畑、面積129㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を車庫用地とするものです。農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号11、地区川口、受人 \_\_\_\_\_代表社員 \_\_\_\_\_、渡人 \_\_\_\_\_、申請地 白山町川口白木 \_\_\_\_\_、台帳地目・現況地目とも田、面積1,861㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、太陽光発電の送電線鉄塔建設及び資材置場、残土置場用地とするものです。農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号12、地区川口、受人 \_\_\_\_\_代表社員 \_\_\_\_\_、渡人 \_\_\_\_\_、申請地 白山町川口白木 \_\_\_\_\_、台帳地目・現況地目とも田、面積1,004㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、先ほどの番号11

と一体利用の上、資材置場、残土置場用地とするものです。農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号13、地区川口、受人 \_\_\_\_\_、渡人 \_\_\_\_\_、申請地 白山町川口馬乗岩\_\_\_\_\_、台帳地目・現況地目とも畑、面積282㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。パネル設置面積は、106.88㎡、転用面積の37.9%になります。農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号14、地区大三、受人 \_\_\_\_\_代表取締役 \_\_\_\_\_、渡人 \_\_\_\_\_、申請地 白山町二本木野田\_\_\_\_\_、台帳地目・現況地目とも田、面積293㎡ 外3筆 合計面積1,402㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。パネル設置面積は、337.92㎡、不整形地のため、パネルの設置率といたしましては転用面積の24.1%になります。農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号15、地区上多気、受人 \_\_\_\_\_、渡人 \_\_\_\_\_、申請地 美杉町上多気土井沖\_\_\_\_\_、台帳地目 田、現況地目 宅地、面積55㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を一般個人住宅用地の一部とするものですが、平成17年ごろ既に転用されており、始末書に提出がありますことから追認しようとするものです。農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号16、地区下多気、受人 \_\_\_\_\_、渡人 \_\_\_\_\_、申請地 美杉町下多気中田\_\_\_\_\_、台帳地目・現況地目とも田、面積312㎡外1筆 合計面積801㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を木質バイオマス材など、資材置場用地とするものです。農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号17、地区下多気、受人 \_\_\_\_\_、渡人 \_\_\_\_\_、申請地 美杉町下多気白口\_\_\_\_\_、台帳地目・現況地目とも田、面積522㎡外1筆 12ページになりますが、合計面積1,778㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。パネル設置面積は、499.5㎡、駐車スペースの確保、また、隣接住宅との間隔をとるため、パネル設置率といたしましては、転用面積の28.1%になります。農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号18、地区下之川、受人 \_\_\_\_\_、渡人 \_\_\_\_\_、申請地 美杉町下之川中村\_\_\_\_\_、台帳地目・現況地目とも田、面積1,193㎡外1筆 合計面積1,199.61㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を木材チップの乾燥場用地とするものです。農地区分は、第2種農地と判断されます。

以上、件数は18件、合計面積は、15,651.61㎡、このうち田が11,729㎡、畑が3,922.61㎡、でございます。いずれの案件につきましても農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。 ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 ありがとうございます。事務局の説明がありました。立ち会っていただきま

した地元委員さんの意見を伺います。1、2、3番お願いします。

田口委員 6番、田口です。場所は隣なので1番と2番を説明します。場所は\_\_\_\_\_号線の\_\_\_\_\_の交差点を北へ1kmぐらいの所です。午後から会長、部会長、事務局、地元推進委員さんで現地確認を行いました。何ら問題ありませんので、よろしくお願いします。

3番につきまして、\_\_\_\_\_のどこから約300mくらい北へ行ったところ  
です。地元推進委員さんとしても何ら問題ありません。よろしくお願いします。

議長 ありがとうございます。4番お願いします。

椋下委員 7番、椋下です。9日に部会長、農業委員、地元推進委員、事務局とで現地確認を行いました。

場所は\_\_\_\_\_から南へ約400mぐらい行ったところでございます。県道の端でございます。事務局の説明通り何ら問題ありません。

議長 ありがとうございます。5番から6番お願いします。

宮本委員 14番 宮本です。現地確認を行いました。境界は確認できませんでしたけど、図面上は2か所で\_\_\_\_\_という会社の\_\_\_\_\_さんが太陽光発電施設を行います。

かなり荒廃してしまっていて、夜間は、鹿の鳴き声が聞こえるぐらいです。何ら問題ありません。やむを得ないと思います。地元推進委員も立会ってもらっております。

議長 ありがとうございます。7、8、9番お願いします。

片岡委員 23番、片岡です。7番と8番につきまして、9日に会長、農業委員、地元推進委員、事務局とで現地確認を行いました。

申請地は事務局の説明どおりの内容で、地元推進委員の理解も得ております。特に問題はございません。よろしくお願いします。

9番の高岡につきまして、会長、農業委員、地元推進委員、事務局とで現地確認を行いました。

申請地は事務局の説明どおりで、地元推進委員の理解も十分いただいております。特に問題はございません。

議長 ありがとうございます。10番お願いします。

西森委員 17番、西森です。9日に、地元推進委員と地元農業委員、事務局で現地確認を行いました。

現地は\_\_\_\_\_から西の方へ少し登ったところ  
です。周りも全部住宅街というかたちで、現状は柿の木とか樹木が植えてあり、道路、水路に囲われているということで、周囲は全部住宅で、そこだけぽつんと残っているような場所  
です。

申請者も駐車場に転用したいということで、周囲に迷惑をかけることは無い

と判断させていただきました。事務局の説明の通り何ら問題ありません。

議長 ありがとうございます。11から14番お願いします。

中谷委員 16番 中谷です。番号11、12は隣りで、同時に説明します。9日に会長、部会長、農業委員と地元推進委員、事務局とで現地確認を行いました。

場所は\_\_\_\_\_から南へおよそ500m、\_\_\_\_\_へ行く途中です。\_\_\_\_\_からの太陽光の送電線ならび鉄塔を建てるということで、長い間荒廃地でした。何ら問題ありません。

13番は、場所は\_\_\_\_\_から東へおよそ2～3km、譲渡人は高齢で、\_\_\_\_\_へ転居されました。農地が耕作出来ないということで、太陽光発電施設に転用して土地を管理をする予定ですので、何ら問題はありません。

14番は、場所は\_\_\_\_\_の北側です。譲渡人は、\_\_\_\_\_に居住されているので、土地を売却をして太陽光発電施設にするということでしたので、何ら問題ありません。

議長 ありがとうございます。15、16、17、18番お願いします。

結城委員 18番 結城です。15、16、17、18番について説明します。

15番、16番は地元推進委員さん、事務局とで現地確認を行いました。

15番は、家が建ってしまって、その一部の申請です。何ら問題ありません。

16番は、渡人は高齢で農地として管理ができないということで、受人は木質バイオマスの認定者で、バイオマスの材料の置き場としたいということでございます。

17番は、地元推進委員さん、事務局と現地確認を行いました。土地の有効利用として、太陽光パネルを設置して売電を行う、再生エネルギーの生産ということでございますので、よろしくをお願いします。

18番は、8日に現地確認を行いました。受人は建築業を営んでおり、日当たりのよい申請地を譲り受け、チップの乾燥剤置き場として利用します。渡人は遠方に住まいしているため農業経営の規模を縮小したいということでございますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

議長 はい。ありがとうございます。地元委員の説明がございました。皆さん方のご意見をお伺ひしたいと思ひます。いかがですか。

部会委員 <一同 意見なし>

議長 それではお諮りします。ただいま審議いただきました議案第4号についてご異議ございませんか。

部会委員 <一同 異議なし>

議長 異議なしと認め、よって議案第4号については許可することを決定したいと思います。続きまして、議案第5号、農地法第5条第1項の規定による許可申請について（賃貸借権）事務局の説明をお願いします。

事務局

13ページをお願いいたします。

議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（賃貸借権）でございます。

番号1、地区久居、借人 \_\_\_\_\_、貸人 \_\_\_\_\_外1名、申請地 久居明神町大沢池田\_\_\_\_\_、台帳地目・現況地目とも畑、面積419㎡外1筆合計面積1,366㎡。

これにつきましては、借人は、貸人との間に20年間の賃貸借権を設定し、申請地を太陽光発電施設用地するものです。パネル設置面積は、531.36㎡、転用面積の38.9%になります。農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号2、地区久居、借人 \_\_\_\_\_代表取締役 \_\_\_\_\_、貸人 \_\_\_\_\_、申請地 戸木町八丁山\_\_\_\_\_、台帳地目・現況地目とも畑、面積10,601㎡のうち999㎡。

これにつきましては、借人は、貸人との間に30年間の賃貸借権を設定し、申請地をコンビニエンスストア用地するものです。農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号3、地区大三、借人 \_\_\_\_\_、貸人 \_\_\_\_\_、申請地 白山町二本木かどた\_\_\_\_\_、台帳地目・現況地目とも畑、面積115㎡外2筆合計面積755㎡。

これにつきましては、借人は、貸人との間に、20年間の賃貸借権を設定し、申請地を太陽光発電施設用地するものです。パネル設置面積は、475.2㎡、転用面積の62.9%になります。農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号4、地区大三、借人 \_\_\_\_\_代表取締役 \_\_\_\_\_、貸人 \_\_\_\_\_、申請地 白山町岡口堂谷\_\_\_\_\_、台帳地目・現況地目とも畑、面積364㎡外1筆 合計面積787㎡。

これにつきましては、借人は、貸人との間に、20年間の賃貸借権を設定し、申請地を太陽光発電施設用地するものです。パネル設置面積は、434.38㎡、転用面積の55.19%になります。農地区分は、第2種農地と判断されます。

以上、件数は4件、合計面積は3,907㎡、このうち畑が2,960㎡、その他、これは台帳地目が山林となっている農地で947㎡です。これらの案件につきまして、農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。 ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

議長

ありがとうございます。事務局の説明はありました。立ち会っていただきました地元委員の意見を伺います。1番、2番お願いします。

田口委員

6番 田口です。1番、2番は、9日午後、会長、部会長、地元推進委員、事務局で現地確認を行いました。

場所は\_\_\_\_\_のすぐ南です。\_\_\_\_\_号線\_\_\_\_\_の交差点から北へ1kmの所の信号の角です。駐車場とコンビニとで共同で使うかたちでございますので、事務局の説明通り何ら問題ありません。

議 長	ありがとうございます。3番、4番お願いします。
中谷委員	<p>16番 中谷です。3番は、9日に地元農業委員と地元推進委員、事務局とで現地確認を行いました。</p> <p>場所は_____のすぐ東隣です。長い間荒地でした。太陽光発電で有効利用しようということですので、何ら問題はないかと思えます。</p> <p>4番は、場所は_____の近所になります。南側が荒地で、労力不足で耕作もできません。太陽光発電にしようということですので、何ら問題ありません。よろしくお願いします。</p>
議 長	ありがとうございます。地元委員の説明がございました。皆さん方のご意見をお伺いしたいと思います。いかがですか。
守山委員	<p>15番 守山です。事務局に聞いたのですが、番号2の_____さんの件ですけれど第3号議案、第4条の申請が出ています。これが_____さんが貸駐車場用地で申請していますが、同じ場所で5条で賃貸借として店舗用地としてでている。どういうことなのか。</p>
事 務 局	店舗用地と駐車場用地と目的を分けています。
議 長	皆さんよろしいですか。それではお諮りします。ただいま審議いただきました議案第5号についてご異議ございませんか。
部会委員	<一同 異議なし>
議 長	異議なしと認め、よって議案第5号については許可することを決定したいと思います。続きまして、次に議案第6号、農地法第5条第1項の規定による許可申請について（使用貸借）事務局の説明をお願いします。
事 務 局	<p>14ページをお願いいたします。</p> <p>議案第6号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（使用貸借）でございます。番号の2番、地区上多気の場合ですけれども、本日取り下げをされておりますので、抹消していただきますようお願いしたいと思います。</p> <p>番号1、地区大三、借人 _____、貸人 _____、申請地白山町二本木野田_____、台帳地目・現況地目とも畑、面積287㎡外2筆合計面積1,618㎡。</p> <p>これにつきましては、借人は、貸人との間に20年間の使用貸借権を設定し、申請地を太陽光発電施設用地するものです。パネル設置面積は、561.6㎡、土地が不整形でありますことから転用面積の34.7%になります。農地区分は、第2種農地と判断されます。</p> <p>件数はこの1件になりまして、合計面積は1,618㎡、このうち田が961㎡、畑が657㎡ということです。この案件につきましても、農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。</p> <p>以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。</p>

議長 ありがとうございます。事務局の説明はありました。立ち会っていただきました地元委員さんのご意見を伺います。

中谷委員 16番、中谷です。9日に会長、部会長、地元農業委員、地元推進委員、事務局とで現地確認を行いました。

場所は、\_\_\_\_\_の温室のすぐ南にあたる場所です。お父さんはもう高齢で耕作が出来ません。申請者も会社員で農業に従事することができないということで、現況は山林で木がたくさん茂っておりまして、土地を有効利用するために太陽光発電にということで、何ら問題ありません。

議長 それではお諮りします。ただいま審議いただきました議案第6号についてご異議ございませんか。

部会委員 <一同 異議なし>

議長 それでは異議なしと認め、議案第6号については許可することを決定したいと思います。続きまして、議案第7号、非農地証明願について事務局の説明をお願いします。

事務局 議長。15ページをお願いいたします。

議案第7号 非農地証明願について でございます。

番号1、地区久居、願出者 \_\_\_\_\_、申請地 久居元町東出\_\_\_\_\_、台帳地目 田、現況地目 宅地、面積219㎡外1筆、合計面積743㎡。

これにつきましては、平成7年5月18日国土院撮影の航空写真により、この時すでに宅地となっていることが確認できます。

番号2、地区波瀬、願出者 \_\_\_\_\_、申請地 一志町波瀬大久保\_\_\_\_\_、台帳地目 畑、現況地目 宅地、面積279㎡外1筆、合計面積357㎡。

これにつきましては、建物の登記簿謄本により、昭和38年に建物が建築されていることが確認できます。

番号3、地区川合、願出者 \_\_\_\_\_、申請地 一志町其村町畑\_\_\_\_\_、台帳地目 畑、現況地目 宅地、面積264㎡外1筆、合計面積280㎡。

これにつきましては、固定資産課税台帳記載事項証明書により、昭和31年に建物が建築されていることが確認できます。

番号4、地区太郎生、願出者 \_\_\_\_\_、申請地 美杉町太郎生かぶち\_\_\_\_\_、台帳地目 畑、現況地目 宅地、面積145㎡。

これにつきましては、平成2年4月30日国土院撮影の航空写真により、この時すでに宅地となっていることが確認できます。

以上、件数は4件、合計面積は畑で1,525㎡で、いずれも農地以外の用に供され20年以上が経過している土地であり、これは、津市農業委員会 非農地証明事務取扱要領第3条第1項第2号の規定に該当することから、農地では無い旨の証明をしても差し支えないものと考えます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 ありがとうございます。ただいま事務局の説明をありましたが、立ち会って

いただきました地元委員さんのご意見を伺います。1番お願いします。

田口委員 6番、田口です。9日に現地確認を行いました。地元推進委員、農業委員、とで現地確認を行いました。  
場所は\_\_\_\_\_の信号を突き当たった三叉路のところですか。そこを50mぐらい南に行ったところの左側です。何も問題ありませんので、よろしくお願いします。

議長 ありがとうございます。2番お願いします。

宮本委員 14番 宮本です。2番は、農業委員と事務局で現地を確認しました。資料に写真がついていました。相続で、司法書士さんに依頼したようです。何ら問題ありません。よろしくお願いします。

議長 ありがとうございます。3番お願いします。

片岡委員 23番 片岡です。9日に会長、農業委員、地元推進委員と現地確認を行いました。事務局の説明通り、何ら問題はございません。地元推進委員の了解もありますので、よろしくお願いします。

議長 ありがとうございます。4番お願いします。

結城委員 18番 結城です。4番は、法の理解がなく、勝手に住宅を建設し、そのまま使用していました。20年以上経過して、航空写真、始末書が書類があります。十分反省していると思いますので、よろしくお願いします。

議長 ありがとうございます。地元委員の説明がございました。皆さん方のご意見をお伺いしたいと思います。いかがですか。

部会委員 <一同 意見なし>

議長 それではお諮りします。ただいま審議いただきました議案第7号についてご異議ございませんか。

部会委員 <一同 異議なし>

議長 異議なしと認め、よって議案第7号については許可することを決定したいと思います。続きまして、次に別冊でお配りしました議案第8号、農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について事務局の説明をお願いします。

事務局 議長。議案第8号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について、でございます。

資料の2枚目、農用地利用集積計画地区別集計表をご覧ください。各地区別に、下の合計欄で説明をさせていただきます。

まず、久居地区をご覧ください。田の賃貸借、使用貸借、所有権移転で

25,986.5㎡、契約件数は7件でございます。

一志地区につきましては、田の使用貸借で1,186㎡、契約件数は2件でございます。

白山地区につきましては、田の賃貸借、使用貸借で20,691㎡、契約件数は10件でございます。

美杉地区につきましては、集積はございませんでした。

以上、合計で田の集積が、賃貸借、使用貸借、所有権移転を合わせて47,863.5㎡、合計契約件数は19件となっております。

次に認定農業者への集積状況でございます。

地区別の認定農業者への集積は久居地区で5件、一志地区1件で合計6件、合計面積は19,171.5㎡でございます。

今回提出させていただきました利用集積計画につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

次に、3枚目の「農用地利用集積計画の概要」でございますが。今回の利用集積計画のうち、農業委員会等に関する法律第31条の議事参与の制限に該当します案件につきましては、整理番号1、9から11でございますので、ご審議いただくにあたりまして、よろしくお取り計らいいただきますようお願いいたします。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 はい、ありがとうございます。事務局の説明が終わりましたが、今回の案件のうち、始めに、農業委員会等に関する法律第31条の議事参与の制限に該当する案件について、ご審議をお願いします。

整理番号1、11の2件についてです。 \_\_\_\_\_ 委員、一時退室をお願いします。

一時退室

議長 この2件についていかがでしょうか。

部会委員 <一同 意見なし>

議長 それでは、意見もないようでございますのでお諮りします。ただいま、審議をいただきました2件について、ご異議ございませんか。

部会委員 <一同 異議なし>

議長 ありがとうございます。この案件につきましては適正であると認め、市長に進達することにいたします。入室してください。

入室

議長 次に、整理番号9、10の2件についてです。 \_\_\_\_\_ 委員、一時退室をお願いします。

一時退室

議長 この2件についていかがでしょうか。

部会委員 <一同 意見なし>

議長 それではお諮りします。ただいま審議をいただきました2件について、ご異議ございませんか。

部会委員 <一同 異議なし>

議長 ありがとうございます。この案件につきましては適正であると認め、市長に進達することにいたします。入室してください。

入室

議長 それでは、議事参与の制限に概要しない案件につきましてご審議をお願いします。皆さんいかがでしょうか。

部会委員 <一同 意見なし>

議長 それではお諮りします。ただいま審議をいただきました案件について、ご異議ございませんか。

部会委員 <一同 異議なし>

議長 ありがとうございます。これらの案件につきましても適正であると認め、市長に進達することにいたします。以上で、本部会に付議されました議案の審議はすべて終了いたしました。

これをもちまして、第11回第2農地部会を閉会します。

午後 3時11分

上記は、第11回第2農地部会の議事を録したものである。

平成28年11月16日

議事録署名者 \_\_\_\_\_

議事録署名者 \_\_\_\_\_